

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち昭和 50 年 1 月は 8 万 6,000 円、同年 3 月は 7 万 6,000 円に訂正する必要がある。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月 21 日から同年 5 月 29 日まで

A 社 B 工場から C 工場に異動になった際に、標準報酬月額は、8 万 6,000 円から 7 万 2,000 円に変わっているのに、給与から控除されている厚生年金保険料は、C 工場を退社するまでの期間、その前の B 工場と同じ金額が控除されている。

申立期間に控除された厚生年金保険料額とそれに見合う標準報酬月額の間に相違があるので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 C 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から申立人の申立期間における標準報酬月額は、7 万 2,000 円であることが確認できるところ、申立人から提出された昭和 50 年 2 月から同年 5 月までの給与明細書を見ると、同年 1 月から同年 4 月までの厚生年金保険料として、標準報酬月額 8 万 6,000 円に見合う 3,268 円が事業主により毎月控除されていることが確認できる。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。申立人から提出された給与明細書の昭和 50 年 1 月から同年 4 月までの総支給額を見ると、総支給額に見合う報酬月額は、同年 1 月が 11 万

円、同年2月が7万2,000円、同年3月が7万6,000円、同年4月が7万2,000円であることが確認できる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額のうち、昭和50年1月は8万6,000円に、同年3月は7万6,000円に訂正することが妥当である。

一方、昭和50年2月及び同年4月については、社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額と、給与明細書の総支給額に基づく報酬月額が一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る申立期間のうち昭和50年1月及び同年3月の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、現在のD社管理部の担当者は、「申立人が勤務していた当時のA社は既に廃業している。現在のD社は、別資本で設立した別会社であり、申立期間当時の従業員も残っていないことから、申立期間当時のことは分からない。」と供述していることから申立期間当時の関連資料や供述を得ることができないため不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における資格取得日に係る記録を昭和46年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月21日から同年7月17日まで

昭和45年5月にA社C工場から同僚3人と一緒に研修生として同社D工場に転勤し、研修終了後、同社C工場に帰任した際に、厚生年金保険の加入記録が1か月欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B社本社人事部から提出された申立人の「人事台帳」及び「在籍証明書」から判断すると、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し（昭和46年6月21日に同社D工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和46年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険の手続について誤りを認めていることから、事業主は昭和46年7月17日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 3 月 1 日から 9 年 8 月 1 日まで

平成 2 年 3 月 1 日から 18 年 1 月 11 日まで A 社で勤務していたが、申立期間について、オンライン記録上の標準報酬月額が、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額より低額になっている。

A 社は、給与から本来の報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）へは、本来のものより低額の報酬月額を届け出していた。このため、著しい不利益を被ることになったので、本来の報酬月額に見合うよう標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

オンライン記録上の申立人の標準報酬月額は、平成 2 年 3 月から 5 年 9 月までの期間は 34 万円、同年 10 月から 9 年 7 月までの期間は 41 万円となっているが、申立人の報酬月額（給与総支給額）は、申立人から提出された申立期間の一部である 5 年分の源泉徴収票から同年については、毎月約 67 万円であったと推認できるとともに、9 年 2 月、同年 9 月及び同年 11 月の給与明細書からは、各月とも 60 万円が支払われていることが確認できる上、申立期間当時の複数の同僚は、「申立人の給与が 60 万円であることは間違いない。」、「申

立人の給与は、オンライン記録のように低くはなかった。」旨、供述していることから、申立期間のうち、給与明細書等が無い期間についても、申立人の報酬月額、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高額であったことが推認できる。

しかしながら、A社が保管する平成2年の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書、3年の同保険被保険者標準報酬決定通知書及び7年の健康保険被扶養者異動届を見ると、申立人の標準報酬月額は、2年及び3年は34万円、7年は41万円であり、それぞれオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、給与明細書の提出があった申立期間のうち平成9年2月、申立期間後の同年9月及び同年11月の各月について、給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は38万円であり、これは、オンライン記録における標準報酬月額（同年2月は、41万円、同年9月及び同年11月は、59万円）より低額であることが確認できる。

さらに、申立人は、「提出した給与明細書に記載されている総支給額は間違いないが、厚生年金保険料控除額はでたらめである。実際は、もっと控除されており、明細書の差引支払額と振り込まれた金額との差が5万円ぐらいあった。」と主張しているが、A社の申立期間当時の経理担当者は、「給与明細書の差引支払額と実際の振込金額が不一致ということはある得ない。」と供述している上、申立人の主張する給与明細書に記載された支給額より低額の振込額であったことが確認できる預金通帳等の関連資料は無いことから、申立人の主張を確認することはできない。

加えて、申立期間当時のA社の事業主は既に亡くなっており、申立期間における申立人の報酬月額や厚生年金保険料控除額についての供述を得ることができない上、申立人から提出された平成5年分源泉徴収票は、数字が不鮮明であるため控除された社会保険料等の金額が確認できず、申立期間のうち給与明細書が提出された9年2月以外の期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月から 36 年 5 月まで
② 昭和 42 年 6 月から同年 9 月まで
③ 昭和 47 年 1 月から同年 11 月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、加入記録が無い旨の回答をもらったが納得ができない。

私は、申立期間①はA社において、申立期間②はB社において、申立期間③はC社において、それぞれ勤務しており、いずれも、給与から社会保険料を控除されていた記憶があるので、申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「申立期間①当時、D区Eにあったお茶の販売店のA社で勤務していた。」と主張していることから、F協同組合に照会したところ、同組合は、「現存する昭和37年及び47年の名簿では、G区HにI社という名称の販売店の記載が有り、同事業所が37年及び47年当時、当組合に加入していたことは確認できる。」と供述している。

しかし、GのI社は、申立人が勤務していたと主張しているA社の所在地とは異なる上、申立人も同事業所の所在地について、「G区にあった記憶は無い。」と供述している。

また、オンライン記録において、申立期間当時、A社という名称の事業所が適用事業所に該当していたことが確認できない上、申立人は、申立期間①当時のA社の事業主や同僚の氏名を記憶していないことから、申立人に係る勤務実態についての供述を得ることができず、申立人が申立期間①における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる

給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立期間①に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、B社での業務内容について、申立人の主張は、オンライン記録から同社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述と一致していることから、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社において勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、B社の同僚の氏名を記憶していない上、申立期間②当時、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間②における勤務実態についての供述を得ることができない。

また、申立人は、B社での勤務期間について、昭和42年6月から同年9月までの3か月間であると主張している一方で、同社における試用期間について、「同社では、試用期間が1年ぐらいあったように思う。」と主張しており、申立人の主張には矛盾がある。

さらに、B社は既に適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②当時の事業主も既に亡くなっていることから、申立期間②当時の同社における厚生年金保険の取扱いに関する供述及び関連資料を得ることができない。

加えて、申立人のB社における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険整理番号に欠番が無いことから、社会保険事務所（当時）において申立人の記録が失われたとは考え難い。

また、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③については、C社での業務内容について、申立人の主張は、オンライン記録から同社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述と一致していることから、勤務期間の特定はできないものの、申立人が同社において勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、C社の同僚の氏名を記憶していない上、申立期間③当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚のうち連絡の取れた4人全員が、「申立人を知らない。」と供述しており、申立人の申立期間③における勤務実態についての供述を得ることができない。

また、C社には、申立人に係る申立期間③当時の資料は残っておらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険の取扱いに関する供述及び関連資料を得ることができない。

さらに、申立人のC社における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、

同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険整理番号に欠番が無いことから、社会保険事務所において申立人の記録が失われたとは考え難い。

加えて、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年12月1日から36年2月5日まで

A社には、昭和34年10月ころに入社したが、同年4月に入社した同僚は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当した35年12月1日に同保険の被保険者資格を取得しているにもかかわらず、私は約2か月遅れの36年2月5日が資格取得日となっている。

昭和40年ころ、A社に入社した事務員に私の入社日について、35年か36年と返答したことがあり、このために、私の厚生年金保険の資格取得日が、同社が同保険の適用事業所に該当した35年12月1日ではなく、同僚より約2か月遅れの36年2月5日となったと思う。

A社が厚生年金保険の適用事業所に該当した時から同保険料を給与から控除されていると思うので、申立期間に同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和43年11月23日付けの表彰状(勤続10年)及びA社が厚生年金保険の適用事業所に該当した35年12月1日に同保険の被保険者資格を取得している同僚の供述から、入社時期を特定することはできないものの、申立人が、申立期間以前から同社で勤務していたことが推認できる。

一方、申立人は、「A社に昭和40年ころ入社した事務員が私の入社日を聞きに来たとき、35年か36年と回答したため、私の厚生年金保険の資格取得日が、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当した35年12月1日ではなく、36年2月5日になったと思う。」と主張しているが、オンライン記録により、35年12月1日に同社において同保険の被保険者資格を取得している同僚10人のうち入社時期に関する供述を得られた5人の同僚の入社時期は、事業主の弟を

除いて、法人登記簿上の同社の設立日である 33 年 5 月 1 日以前であることがうかがえ、このうちの一人は、「申立人の被保険者資格取得日がほかの同僚より遅れているのは、申立人が、いわゆる中途入社であるためと思う。」と供述している。

また、オンライン記録により、申立人が昭和 40 年ころ A 社に入社したと主張している同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は 46 年 1 月 26 日であることが確認できる上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人より後の 36 年 6 月 1 日に同保険の被保険者資格を取得している同僚は、「私は、33 年か 34 年ころに入社したが、そのころ、会社は厚生年金保険の適用事業所となっていなかった。その後、同保険の適用事業所になったと思うが、私もすぐには厚生年金保険に加入させてくれなかった。」と供述していることを併せて判断すると、同社では、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当した 35 年 12 月 1 日時点で、一定の要件を満たした従業員に同保険の被保険者資格を取得させたものの、その後は、必ずしもすべての従業員について、入社と同時に同保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

さらに、A 社の申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、同社の現在の事業主は、「申立期間当時の関連資料は無く、申立期間当時の取扱いについても不明。」と回答していることから、申立期間当時の厚生年金保険の取扱いに関する供述及び関連資料を得ることはできない。

加えて、前述の昭和 36 年 6 月 1 日に A 社において、厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「厚生年金保険に加入するまで、給与から同保険料は控除されていなかったと思う。」と供述している上、事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 2 日から 40 年 5 月 1 日まで

申立期間の年金記録について社会保険事務所（当時）に照会したところ、厚生年金保険の加入記録が確認できない旨の回答があった。

私と同時期に同条件で、臨時雇用員としてA社B支社（現在は、C社）に勤務していた同僚は、厚生年金保険の記録があることから、当該同僚の給与明細書及び源泉徴収票を提出するので、私も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の被保険者記録を見ると、申立期間のうち昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 5 月 1 日までの期間、A社B支社において被保険者記録が確認できる上、申立人が「高校卒業後、勤務していた事業所を 39 年 7 月末に退職し、同年 8 月には同社で臨時雇用員として勤務していた。」と主張していること、及び申立期間当時の同僚が「申立人と同時期に同社で臨時雇用員として勤務していた。」と供述していることから、申立人は、入社時期は特定できないものの、申立期間当時、同社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、前述の申立期間当時、「申立人と同時期にA社B支社で臨時雇用員として勤務していた。」と供述している同僚は、オンライン記録において、昭和 39 年 4 月 1 日からD共済組合の組合員となった同年 12 月 1 日までの期間、同社において厚生年金保険の被保険者記録があることが確認できるが、当該同僚は、同社に入社した経緯について、「私は、高校在学中に同社の採用試験を受け、卒業後、新規採用になった。」と供述している上、臨時雇用員として採用された時から同保険の被保険者となっていると供述している他の同僚も「私は、同社の新規採用試験を受けて入社した甲採用の臨時雇用員であ

る。」と供述しているところ、申立人は、「高校卒業後、他の事業所に勤務していたが、知人の紹介で同社に中途採用された。臨時雇用員として働きながら採用試験を受け、40年3月から試用員となった。」と主張していることから、申立人は、甲採用の臨時雇用員とは採用形態の違う臨時雇用員であったことがうかがえる。

また、申立人と同様に中途採用であると供述している同僚4人は、オンライン記録において、当該同僚がA社B支社に入社したとする時期からの厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、このうち2人の同僚は、それぞれ、「申立期間当時の中途採用の臨時雇用員は、全員乙採用である。採用試験を受けていないため、臨時雇用員として働きながら試験を受け、合格した者が甲採用となる。甲採用とは、職員になることが前提の臨時雇用員であり、乙採用の臨時雇用員とは雇用形態が違っていたが、乙採用の臨時雇用員であっても月に21日以上勤務の日数があれば厚生年金保険に加入していたと思う。」、「私は、中途採用で同社に入社したので乙採用である。試験を受けて入社した臨時雇用員は甲採用であり、厚生年金保険に加入していた。入社時に同社の事務担当者から中途採用の臨時雇用員は『月21日以上勤務すれば、厚生年金保険に加入する。』と説明された。」と供述しているところ、申立人は、「臨時雇用員として勤務していた当時は、月に20日以上は勤務できなかった。」と主張していることから、勤務日数からみても、厚生年金保険の加入対象にはなれなかったことがうかがえる。

さらに、前述のA社B支社において昭和39年4月1日から厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の履歴カードを見ると、「39. 4 臨時雇用員（甲） 4月～9月（各24日）」、「39. 10 試用員を命ずる」と記載されていることが確認できるが、申立人の履歴カードでは、「臨時雇用員なし」、「40. 3. 1 試用員を命ずる」と記載されていることが確認できる。

加えて、臨時雇用員等の厚生年金保険の取扱いについて、A社の清算事業を所管しているE管理部は、「昭和38年10月1日施行の『臨時雇用員等社会保険事務処理規程』により、臨時雇用員等が勤務する事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当していれば、臨時雇用員等について、厚生年金保険等への加入を勧める取組がなされたが、実際の加入は事業所単位の裁量に委ねられていた。」と回答している上、D共済組合の事務担当者は「臨時雇用員の厚生年金保険の加入については、勤務日数等が同保険被保険者となる条件を満たしていたかどうかで判断していたのではないかと思います。」と供述している。

これらを併せて判断すると、申立期間当時、A社B支社においては、臨時雇用員の厚生年金保険の取扱いについて、採用形態及び勤務日数により異なった処遇が存在していたことがうかがえる。

また、申立期間のうち、昭和40年3月1日から同年4月30日までの期間については、申立人の履歴カードには、「昭和40年3月1日から試用員を命ず

る。^{ただ}但し昭和40年4月30日までとする。」と記載されていることが確認でき、臨時雇用員等社会保険事務処理規程には、健康保険厚生年金保険の被保険者の範囲について、「2か月以内の期間を定めて使用される者であって、所定の期間をこえて引き続き使用された場合。」と規定されていることから判断すると、当該期間において、申立人は、同社における厚生年金保険被保険者資格の要件を満たさない者であったと推認できる。

さらに、E管理部からの回答によれば、同管理部では申立期間当時の厚生年金保険に係る資料をA社から一切継承していない上、C社は申立期間当時の厚生年金保険に係る資料を廃棄していることから、申立期間当時の申立人に係る厚生年金保険の取扱い及び給与からの厚生年金保険料控除について確認できる関連資料等は無い。

加えて、昭和39年8月1日から40年5月1日までの期間について、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。